

現地案内図



事業概要

- 所在地／茨城県土浦市おおつ野
- 交通／JR常磐線「土浦駅」より約7km
常磐自動車道「土浦北IC」まで8km
※おおつ野ヒルズ現地販売センターから算出
- 事業方式／田村・沖宿土地区画整理事業
- 事業主体／田村・沖宿土地区画整理組合
- 業務代行者／川鉄商事株式会社※現JFE商事株式会社
- 施行面積／995,695㎡(301,197坪)
- 施行期間／平成元年8月～平成12年3月
- 法令上の制限／用途地域指定(地区計画制定)
用途地域 建ぺい率・容積率
第一種低層住居専用地域・・・50%・100%
第一種住居地域・・・60%・200%
近隣商業地域・・・80%・200%
準工業地域・・・60%・200%
(地区計画による建築物等への制限があります)

施設概要

- 道路／幹線道路:都市計画道路田村沖宿線(幅員16m)
準幹線道路:幅員12m
区画内道路:幅員10・9・8・7・6・4m
- 上水道／土浦市から給水
- 地下水／取水可能(但し土浦市との協議が必要)
- 排水／雨水:団地内調整池→田村川→霞ヶ浦
汚水:公共下水道
- 電力／東京電力(株)から供給
- ガス／東部ガス(株)から供給
- 公園施設／地区中央に都市計画公園・檜の木公園他2公園

茨城県や土浦市も立地優遇策で企業活動を支援します

税の優遇制度

茨城県では、県内に立地した企業に対し、県税の課税免除を実施しています。

不動産取得税を課税免除

	不動産取得税
対象地域	茨城県内全域(工業団地外も対象)
対象条件	茨城県内に事務所等を新設または増設し、原則5人以上従業員を増加した法人 ※従業員の範囲:雇用保険法に定める被保険者(日雇労働者及び短期雇用者等を除く)
対象事業	製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関等
優遇措置	事業所等の増設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地の不動産取得税を課税免除
適用除外	県税の滞納がある法人
適用期間	令和6年3月31日まで

※詳しくは茨城県総務部税務課までお問い合わせください。TEL.029-301-2424

奨励金の交付

固定資産税相当額の奨励金が交付されます

土浦市では、工業系用途地域に事務所等を新増設した法人に対し固定資産税相当額を奨励金として操業開始から3年間交付。企業立地をバックアップします。

※業種による制限あり。詳しくは土浦市商工観光課にお問い合わせください。TEL.029-826-1111

融資制度

茨城県工場等立地促進融資／限度額15億円

※詳しくは茨城県営業戦略部立地推進課までお問い合わせください。TEL.029-301-2036

※掲載の情報は令和3年5月時点の内容です。

【売主】
資料のご請求
お問い合わせは



JFE 商事 株式会社

宅建免許／東京都知事(1)第102801号 一般社団法人不動産流通経営協会会員
〒100-8070 東京都千代田区大手町1丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ・ノースタワー
TEL.03-5203-5198 (不動産部)